

陳情番号	件名
第 10 号	相模原市理容師法施行条例及び相模原市美容師法施行条例の一部改正を求めることについて
受理年月日	
26.8.22	

陳情の趣旨
<p>相模原市では、理容所及び美容所に於ける衛生上必要な措置は、平成 25 年 4 月施行の理容師法施行条例及び美容師法施行条例で定められています。</p> <p>一方、神奈川県は平成 25 年 3 月に、洗髪専用の設備を設置する事を新たに盛り込んだ条例改正を行い、平成 25 年 10 月から施行し、また、横浜市は平成 26 年 3 月に同様の条例改正を行い、平成 26 年 10 月から施行されます。</p> <p>全国的には、47 都道府県中 29 道県が条例で洗髪専用の設備設置を定めており、更に 29 道県内の 48 保健所設置市のうち 44 市が条例で洗髪専用の設備設置を定めています。保健所設置市のうち未設定は、神奈川県内の 4 市で、神奈川県が唯一、基準が統一されていない県となっています。</p> <p>神奈川県で違う基準が存在する事は、県内の理容美容営業者に混乱を生じさせています。</p> <p>理容所及び美容所において、洗髪設備を設置することには、利用者の選択の幅を広げるだけでなく、営業者の衛生管理意識の向上につながり、衛生水準のより一層の向上が図られます。</p> <p>神奈川県内の基準の統一及び衛生水準のより一層の向上の観点から、洗髪設備は必要であります。従って、洗髪専用の設備を設けることを追加するため、理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部改正を陳情いたします。</p> <p>&lt; 陳情事項 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理容所の衛生水準向上のため、理容師法施行条例で定める「理容所における衛生上必要な措置」に、洗髪専用の設備を設けることを追加すること</li> <li>2 美容所の衛生水準向上のため、美容師法施行条例で定める「美容所における衛生上必要な措置」に、洗髪専用の設備を設けることを追加すること</li> </ol>

陳情番号	件名
第 17 号	国会に憲法改正の早期実現を求めることについて
受理年月日	
26.11.10	

陳情の趣旨
<p>陳情の要旨</p> <p>憲法改正の早期実現を求める意見書を国に提出して頂きたい。</p> <p>陳情の趣旨</p> <p>日本国憲法は、昭和 22 年 5 月 3 日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければなりません。</p> <p>一方、現憲法は、今日に至るまでの約 70 年間、一度の改正も行われておらず、この間、我が国を巡る内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法についても、直面する諸課題から国民の安全を確保し、福祉の向上を図る内容である事が求められます。</p> <p>このような状況の中、国会でも、平成 19 年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法論議が始められています。</p> <p>憲法は、国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきであります。</p> <p>よって国会及び政府は、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求めます。</p> <p>つきましては、国会に対し、憲法改正の早期実現に関する意見書を提出されるよう陳情致します。</p>